




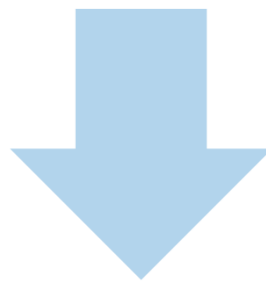
法令遵守事項と監査

国土交通省近畿運輸局
自動車監査指導部

1. 基本方針（公示）

「輸送の安全の確保が最も重要」

-  輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑い
-  過去の監査、行政処分等（警告、勧告も含む）の状況
-  利用者等の苦情



事故の未然防止及び法令順守の徹底を図ることを目的として監査を実施

2. 監査対象事業者（一部抜粋）

- ① 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関や利用者等からの情報等により、法令違反の疑いがある事業者
- ② 事業用自動車の運転者が第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者
- ③ 事業用自動車の運転者が悪質違反（救護義務違反（ひき逃げ）、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、無車検運転及び無保険運転をいう。）を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者
- ④ 行政処分等を受けた際に事業の改善状況の報告を命じられた事業者であって、報告の為の出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容から事業が改善されたと認められない事業者
- ⑤ 適正化事業実施機関が行う巡回指導を拒否した事業者

2. 監査対象事業者（一部抜粋）

- ⑥ 都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等からの通知又は通報により、法令違反の疑いがある事業者
- ⑦ 労働関係行政機関又は日本年金機構から、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険に加入していない旨の通報があった事業者
- ⑧ 労働関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者
- ⑨ 自動車事故報告規則第2条に定める事故であって、同規則の別記様式による自動車事故報告書の「事故の原因」及び「事故の種類」が同一であるものを3年間に3回以上引き起こした事業者
- ⑩ 事故報告書、貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項の規定により求められた臨時の報告書について、所定の期限までに報告書等を提出しない事業者、報告書等に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者、報告書等に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者

2. 監査対象事業者（一部抜粋）

- ⑪ ホイールボルトの折損による車輪脱落事故又は整備不良に起因する
と認められる死傷事故を引き起こした事業者
- ⑫ 長期間、監査（街頭監査を除く。）を実施していない事業者
- ⑬ 貨物自動車運送事業者の運送の安全確保義務違反が認められた場合
であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者
- ⑭ 貨物自動車運送事業者の運送の安全確保義務違反について、元請
事業者に対する下請事業者等からの苦情等により、監査を行うこと
が必要と認められる元請事業者及び下請事業者
- ⑮ 貨物自動車運送事業法第29条第1項の規定による受委託の許
可を受けた事業者であって、受託者に法令違反の疑いがある委託者
たる事業者

2. 監査対象事業者（一部抜粋）

- ①⑥ 監査を受けた後又は②若しくは③に該当する事故若しくは違反が発生した後、行政処分までの間に事業用自動車等を移動させた事業者及びその移動先事業者であって、監査を行うことが必要と認められる事業者
- ①⑦ 呼出指導の対象となったにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じない事業者
- ①⑧ 行政処分等を受けた際に、事業の改善状況の報告を命じられた事業者
- ①⑨ その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められる事業者

3. 監査の種類

(1) 特別監査

引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性に鑑み、厳格な対応が必要と認められる事業者に対して、全般的な法令順守状況を確認する監査

(2) 一般監査

特別監査に該当しないものであって、監査を実施する端緒に応じた重点事項を定めて法令順守状況を確認する監査

(3) 街頭監査

事業用自動車の運行実態等を確認するため、街頭において事業者を特定せずに実施する監査

原則、**無通告**で実施

※ 呼出指導

指導が必要と認められる事業者に対して呼出指導を行う。

呼出指導の対象になったにもかかわらず出席しない事業者に対しては、監査を実施する等適切に対応します。

4. 監査の流れ

4. 1 関係法令

貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則


4. 2 行政処分等の種類

◇行政処分

- 自動車その他の輸送施設の使用停止処分
(自動車等の使用停止処分)
- 事業の全部または一部の停止処分
(事業停止処分)
- 許可の取消処分

◇行政処分に至らないもの

- 勧告
- 警告



近 運 自 監 ■■■■■

輸送施設の使用停止及び附帯命令書

■■■■■ 殿

貴社の経営する一般貨物自動車運送事業について、下記1のとおり貨物自動車運送事業法等に違反する事実を確認したので、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、下記2のとおり輸送施設の当該事業のための使用を停止することを命ずる。

さらに、この処分に伴い、同法第34条第1項の規定に基づき、下記2の事業用自動車の自動車検査証を大阪運輸支局長に返納し、自動車登録番号標及びその封印を取り外したうえ、その自動車登録番号標について同支局長の領置を受けるべきことを命ずる。

このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害し、輸送の安全確保に支障を来すことになるので、法令の定めに従って速やかに事業を改善するとともに、この違反に対する事業の改善の具体的措置について、■■■■■までに改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ大阪運輸支局において確認を受けられたい。

また、改善が確認できない場合は、別途監査を実施する。

なお監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は事業の停止処分の措置をとることを申し添える。

記

1. 違反事実

■■■■■に行なった監査により確認した本社営業所にかかる別紙違反事実のとおり

4. 監査の流れ

4. 3 事業停止処分

次のいずれかに該当する場合、各号ごとに事業停止30日

- 乗務時間告示が、著しく遵守されていない場合
- 全運転者等に対する点呼を全く実施していない場合
- 定期点検整備を全く実施していない場合
- 整備管理者が全く不在の場合
- 運行管理者が全く不在の場合
- 名義を他人に利用させていた場合
- 事業の貸渡しを行っていた場合
- 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った場合

4. 監査の流れ

4. 4 行政処分以降

改善状況を確認するために監査を実施（3月以内）。
改善を確認できなければ**特別監査**を実施。

4. 5 違反点数制度

処分日車数 10日車までごとに違反点数 1点付与。
違反点数は原則 3年累積。
累積が 51点以上で事業停止、81点以上で許可の取消。

4. 6 行政処分等の公表

事業者が行政処分等をされた場合や累積点数が 21点以上になった場合などに、運輸局等のインターネットホームページに掲載。

5. 行政処分基準の公示

- ① 検索サイトで「近畿運輸局」を検索。
- ② 近畿運輸局ホームページ内、右上のサイトマップ内、「バス・タクシー・トラックの行政処分」を選択。
- ③ ページ下部にある「近畿運輸局『行政処分の基準』へのリンク」を選択。
- ④ 右の掲載ページが表示される。



The screenshot shows the website of the Kinki District Transport Bureau (近畿運輸局). The main content area is titled '近畿運輸局の自動車運送事業者に対する監査方針・処分基準について(公示)'. It lists several administrative disposal standards (行政処分基準) for different types of vehicles and services, including general passenger vehicles, general cargo vehicles, and general freight passenger vehicles. The standards are organized into categories like '旅客関係処分基準' (Passenger-related disposal standards) and '貨物関係処分基準' (Cargo-related disposal standards). A red box highlights the '貨物関係処分基準' section, which includes standards for cargo vehicles and freight passenger vehicles, such as those related to road traffic laws and safety regulations. The page also includes a search bar, navigation menu, and contact information at the bottom.

(中略)

6. 最後に

- ・ 法令を遵守することは基本事項
- ・ リスク管理の目線で運行管理を考える



日々の運行管理が重要

(参考) 事例集

指摘事項

- 指摘理由 (基準日車等)

監査時に聴取した、違反をした理由

・ 監査での指摘事項の例

事業計画

- ・ 認可を受けない営業所、車庫の新設、変更 **(10～20日車)**

荷主の近くに空き物件があり、事務効率化のために、認可を受けずに営業所を移設している

営業所敷地内の車庫が手狭になってきたので、認可を受けずに車庫を借りて車を保管している

運行管理者、整備管理者の選任

- ・ 運行管理者、整備管理者の不在 **(事業停止30日)**
- ・ 選任届出の未提出 **(警告)**

運行管理者が退職し、その後社員の中にも資格を持った者がいないままである

整備管理者が退職し、他の社員が整備管理者選任前研修を受けたが届出書の提出を忘れていた

・ 監査での指摘事項の例

事故報告書

- ・ 事故報告書の未提出 **(10日車)**

事故報告書の存在や、提出が必要なことを知らなかった

事故報告書の提出を忘れていた

事業の適確な遂行

- ・ 社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入 **(警告～40日車)**

加入の必要性は理解しているが、手取りが減ることから、社員が加入に消極的

勤務形態などから、経営者が加入させる必要があると考えていなかった

・ 監査での指摘事項の例

過労運転の防止（警告～事業停止30日間）

- 1か月の拘束時間の限度を超えている
- 1日の拘束時間の限度を超えている
- 業務終了後から次の業務開始までの休息期間が不足している
- 連続運転時間が4時間を超えている

帰り荷を積んで走ると、どうしても車庫に帰ってくるのが遅くなり、拘束時間が長くなってしまふ

翌日も仕事があるので、どうしても休息時間も短くなってしまふ

実際に運転している運転者が大丈夫だと言っている

・ 監査での指摘事項の例

運転者の健康状態の把握

(健康診断 未受診者 1 名 : 警告)

(健康診断 未受診者 2 名 : 20 日車)

(健康診断 未受診者 3 名以上 : 15 日車 × 未受診者数)

- 定期健康診断の未受診 (過去 1 年の受診歴なし)
- 深夜労働に従事する運転者に対して、
6 か月ごとの健康診断を受診させていない

会社で行う定期的集団検診の時期がまだなので、新人運転者は受診していない

役員なので必要ないと思っていた

各自に受診を指示しているが、会社として結果を把握していない

深夜に乗務する運転者に 6 か月ごとの健康診断が必要だと知らなかった

・ 監査での指摘事項の例

点呼の実施（未実施）（警告～事業停止30日間）

- 点呼を電話のみで実施しており、対面による点呼は実施していない
- 各運転者が自らアルコール検知器による検査のみを行って出庫している
- 運行管理者、運行管理補助者以外の者が点呼を実施している
- 乗務を開始した後又は乗務を終了する前に点呼を実施している

遠方へ配送しようと営業所を早く出発するため、電話による点呼を行っていた

運行管理者が1名のみであり、点呼のために24時間対応することができていない

営業所と車庫が離れており、車庫を出発して営業所に立ち寄ってから乗務前点呼を受けていた

営業所に立ち寄り乗務後点呼を受けてから、車庫に帰って自家用車で帰宅していた

・ 監査での指摘事項の例

点呼の実施（不適切）（警告～10日車）

- ・ アルコール検知器を使用していない
- ・ 長距離運行に従事する運転者に、アルコール検知器を持たせていない

乗務後点呼にもアルコール検知器による検査が必要だとは思っていなかった

飲酒する者がいないので検知器による検査は省略できると考えていた

アルコール検知器備え義務違反（60日車）

アルコール検知器の常時有効保持義務違反（20日車）

・ 監査での指摘事項の例

点呼の記録（記録なし）（警告～30日車）

- ・ 点呼は実施していたが、記録をしていない
- ・ 通常日以外の突然発生した乗務について、記録をしていない

点呼は実施していたが、記録は行っていなかった

点呼の記録（記載事項等の不備）（警告）

- ・ 点呼方法（対面・電話等）を記載していない
- ・ アルコール検知器の使用の有無を記載していない
- ・ 点呼を実施した者を記載していない

いつも対面なので、改めて記載する必要はないと考えていた

点呼実施者の記載をしていなかった

・ 監査での指摘事項の例

点呼の記録（記録の保存なし）（警告～30日車）

- ・ 1年の保存期間満了前に廃棄していた

事務所の整理や移転などがあり、誤って廃棄してしまった

業務の記録（記載事項等の不備）（警告）

- ・ 「乗務の開始及び終了の地点」の記載がない
- ・ 「休憩の地点及び日時」の記載がない
- ・ 大型車について「貨物の積載状況」の記載がない
- ・ 「車両番号」「運転者名」の記載がない

地場運送のみで、車庫の発着は当たり前なので記載していなかった

コンテナ輸送なので、中身が分からないことから記載は必要ないと思っていた

・ 監査での指摘事項の例

運行記録計（記録なし）（警告～30日車）

- ・ チャート紙を入れ忘れていた
- ・ チャート紙の交換を忘れていた

記録が必要なことは知っていたが、記録することを忘れていた

運行記録計の装着義務が拡大されたことを知らなかった

記録の改ざん・不実記載（60日車）

事実と異なることを記録した

・ 監査での指摘事項の例

運行指示書（未作成、記載事項等の不備）（警告～20日車）

- 運行指示書が必要な運行であるが、作成していない
- 運行指示書の記載項目が不足している

運行指示書が必要だという認識がなかった

運転者等台帳（未作成）（警告～20日車）

- 運転者等台帳を作成せずに運転させている
- 運転するすべての者の台帳を作成していない
- 履歴書や労働者名簿はあるが、運転者等台帳はない

役員であり、ほとんど乗務しないので必要ないと思っていた

新たに入社した運転者について、作成することを忘れていた

・ 監査での指摘事項の例

運転者等台帳（記載事項等の不備） **（警告）**

- ・ 運転者等台帳の内容を更新していない
- ・ 運転者等台帳の記載事項が不足している
- ・ 「作成年月日」「作成番号」「運転者に選任された年月日」が空欄

運転免許証のコピーを貼り付けていたが、有効期間の切れたものだった

運転者が少なく、作成番号の記載は必要ないと思っていた

運転者に対する指導監督（不適切、記載事項等の不備）

（警告～10日車）

- ・ 国土交通省告示で定める指導及び監督を実施していない
- ・ 指導及び監督を行った記録がない

会社として教育はしていたが、記録が必要だとは思わなかった

・ 監査での指摘事項の例

運転適性診断の受診（警告～10日車）

- ・ 高齢運転者に適齢診断を受診させていない

65歳以上の者に適齢診断が必要だということを知らなかった

受診を先延ばしにしているうちに、気がいたら66歳を超えていた

運行管理者の講習受講/整備管理者の研修受講（10日車）

- ・ 運行管理者に運行管理者一般講習を受講させていない
- ・ 整備管理者に整備管理者選任後研修を受講させていない

・ 監査での指摘事項の例

定期点検整備

- 3か月定期点検を実施していない
 - (1回未実施：警告)
 - (2回未実施： 5 日車×違反車両数)
 - (3回未実施： 10日車×違反車両数)
- 1 2か月定期点検を実施していなかった
 - (未実施： 10日車×違反車両数)
- すべての車両が全く未実施
 - (事業停止30日間)

・ 監査での指摘事項の例

酒酔い・酒気帯び運転が確認された場合

- ・ 酒酔い・酒気帯び運行の業務 (100日車)
- ・ 飲酒運転防止に係る指導監督が未実施 (100日車)
- ・ 飲酒運転防止に係る点呼が未実施 (100日車)